

03 金融庁 非予算(特区・地域再生 検討要請回答)

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
0320010	地方公共団体による銀行経営に対する規律づけの確立	銀行法	銀行議決権大量保有者から国、地方公共団体は除外されている。		銀行法第五十二条の二を見直し、現在、銀行株式会社大規模者に関する届出の対象として「国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人を除く」とされている規定から地方公共団体を除き、「国その他これらに準ずるものとして政令で定める法人を除く」とする。	<p>新銀行東京は2008年6月現在、都税は約1400億円が使われ、累積赤字が1016億円に達している。これだけの負債を抱えている現状を見れば、東京都が中心となって行われたこの銀行事業は失敗であったといえる。この失敗の原因は銀行の経営能力の欠如、経営方法の如何、経済状況の変化、大株主である都の経営介入など多岐にわたると考えられる。</p> <p>地方公共団体が対象外とされている点が考えられる。これにより、通常、銀行の株式を大量保有しようとするものが行方不明届出(同法第1項に基づく銀行議決権保有届出)等が行われていない。</p> <p>地方公共団体がこれだけ大きい規模の事業を主導で行い、しかも銀行業というともう一つの事業を担っているにもかかわらず、その事業を始める際にも事前審査が行われていたからといってすべてがうまくいっていない。しかし多額の税金を使う際に「熟慮の機会を与える」という意味では、やはり所管省庁への届出等の手間は増えるべきである。</p> <p>以上の理由から銀行法第五十二条の二の改正を提案する。</p>	c	I	<p>現行法において、銀行議決権大量保有者から、地方公共団体を除外している理由は、地方公共団体は地域住民の福祉の促進を図る責務を有しており、株主として銀行経営を営むおそれがある主体としてなじみないと考えられるからである。</p> <p>また、住民の税金の使途は、地方自治の原則の下、各地方公共団体において慎重に検討されるべきと考えられる。</p> <p>今回の提案を銀行法上設けることについては、銀行の経営の健全性を確保することを主眼とする銀行法の趣旨・規制体系と整合的に、国による地方公共団体への過剰な関与につながらないかといった点を旨め、法制的に十分慎重な検討が必要である。</p>		1084040	個人	東京都	金融庁